

自己資本の構成に関する開示事項(平成26年9月末・連結)

(平成19年金融庁・農林水産省告示第6号、附則別紙様式第2号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目		
普通出資に係る会員勘定の額	4,778,922	1a+2-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	3,400,930	1a
うち、利益剰余金の額	1,377,991	2
うち、外部流出予定額(△)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	318,632	1,274,530
3		
普通出資等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	3,268	
うち、少数株主持分に係る経過措置により普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	3,268	
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,100,822	6
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6,534	26,136
8+9		
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	3,216	12,864
8		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	3,317	13,271
9		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
10		
繰延ヘッジ損益の額	△ 1,753	△ 7,015
11		
適格引当金不足額	4,322	17,290
12		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
13		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
14		
退職給付に係る資産の額	2,213	8,853
15		
自己保有普通出資(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
16		
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額	-	-
17		
少数出資金融機関等の普通出資の額	-	-
18		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
19+20+21		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関するものの額	-	-
19		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額	-	-
20		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
21		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
22		
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関するものの額	-	-
23		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関するものの額	-	-
24		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
25		
その他 Tier1 資本不足額	-	-
27		
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	11,316	28
28		
普通出資等 Tier1 資本		
普通出資等 Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,089,506	29
29		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目		
その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	49,000	31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	-	
30		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,787	34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	679	33+35
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	679	33
うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	4	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	4	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	52,471	36
36		

その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	-	-	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	8,364	33,459	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	8,645		
うち、適格引当金不足額の50%相当額	8,645		
Tier2 資本不足額	-		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	17,010		43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額((二)-(ホ)) (ヘ)	35,461		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	5,124,968		45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳	-		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	1,387,791		46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	-		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	165		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	148,216		47+49
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	148,216		47
うち、農林中央金庫の連結子法人等(農林中央金庫の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	7		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	7		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	-		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	792,137		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	792,137		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,328,318		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	-	-	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	54,738		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額	12,864		
うち、適格引当金不足額の50%相当額	8,645		
うち、その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	33,228		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	54,738		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	2,273,579		58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	7,398,548		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	23,303		
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係る額	13,271		
うち、退職給付に係る資産の額	8,853		
うち、その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段に係る額	1,178		
リスク・アセットの額の合計額 (ロ)	30,174,174		60
連結自己資本比率			
連結普通出資等 Tier1 比率((ハ)/(ロ))	16.86%		61
連結 Tier1 比率((ト)/(ロ))	16.98%		62
連結総自己資本比率((ル)/(ロ))	24.51%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	552,296		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額	52,566		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	7		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	75		77
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等 向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	163,757		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	679		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	169		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,228,805		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85